

フロンティア旭（旧会派）等の政務活動費不正請求・受給事件につ

いて法的措置など未解明部分の徹底究明を求める請願書

討論要旨 山下幹雄議員

川村議員が、ここ議会運営委員会の中で、これは私が提案しまして、その他の案件で、一連の案件に対しまして返金がされたが、その返金の内容、それから責任の所在というものを取り上げていただきました。その中では返金の内容につきまして、事務局より事細かに説明はありました。しかしながら、このときの説明は、本日私が一般質問の中で少し事例としてお聞きした中の部類のものは除かれたものであったということ、それから、全てにおいて山下もこの議会運営委員会にいて分かっていたなら、最初から調整しておくべきだろうという発言においては、私は、責任の所在等については全く賛同もしていませんでした。もちろん、議会運営委員会の中で賛否も採らなかったというふうに記憶はしております。賛否は採っていないという記憶で今、発言させていただいております。

また川村議員は、ある程度、昨年5月からの流れについて臆測、また推測、それから自らの観点で物事を今、発言されておりました。議会というのは公式の場で、もちろん記録も残りまして、市民、またこのウェブ中継などを通せば全国、世界でも見るることができる場があります。そうした中での発言でありました。やはり、きちんと整理した、事実に基づいたものでなければいけないと考えております。この中で、議会運営委員会というのは議会内部の組織で、一応、議事事務的な結論づけができましたが、外部のチェック機能も全くないまま、一応結論づけてしまうということについてはどうかという疑念を呈して、さらには今回のこの請願を委員会付託すべきかどうかというものにつきましても、議論はさせていただいて、すべきでないということで、こちらは私が依頼して採決を採っていただきまして、賛成多数でなくなったということでありま

す。ですから、請願者としての使命については、事実に基づいた結論をやるべきだということを主張することについて何ら問題もないし、それが、あのとき聞いていて事前に調整しなさいよということと言われる筋合いでもないということをおし述べまして、これは一市民、国民ですね、憲法に基づいた請願権を行使できる立場にある人が、市議会を信頼して請願したことについての問題点であります。

またさらには、委員会における趣旨説明制度、これまでの議会の先輩方がより透明にしよう、市民に理解を得られるようにしようとするものを、あえて排除したということについても、全く同意ができなかったということは述べておきます。

以上で、何とか皆さんの、議員の皆さんの中ではもう済んだこと、という認識だという意見は、もう数々の委員会の議論の中で聞いてきています。しかし、済んだことにしたいのではないかという疑問も感じながら、もう少しきちんとした整理をして、本当に疑念を全く払拭して、議会が新しい、そして市民のため、町のための方向で動いているということを示してほしいなと思っております。以上で賛成の討論といたします。